

中華人民共和国初の民法典が成立

岡山県上海事務所

中国ではこれまで、私法全体を統括する「民法」という名称の法律はなく、民法通則、民法総則、契約法、物権法、権利侵害責任法、婚姻法といった分野ごとに細分化された、個別の法律が民事法律関係を定めていました。しかし、民法領域の各法律の制定時期が異なり、法律間の一貫性を欠くような規定も少なからず存在する現状があり、統一的な民法典の制定が望まれていました。

こうした中、2020年5月28日に北京で行われた第13期全国人民代表大会第3回会議の閉幕会議で民法典草案が採決され、成立となりました。同法律は2021年1月1日より施行されます。

民法典は「社会生活百科全書」とも呼ばれ、7編1,260条からなり、各編は総則、物権、契約、人格権、婚姻・家族、相続、権利侵害責任、及び附則で構成され、現行法の、婚姻法、相続法、民法通則、養子縁組法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は民法典施行と同時に廃止されます。

- 第一編：総則は基本的に現行の民法総則の内容を承継しており、計10章、204条で構成
- 第二編：物権は基本的に現行の物権法、担保法を継承しており、計20章、258条で構成
- 第三編：契約は基本的に現行の契約法を承継しており、計29章、526条で構成
- 第四編：人格権は基本的に現行の民法総則、民法通則を継承しており、計6章、51条で構成
- 第五編：婚姻・家族は基本的に現行の婚姻法、養子縁組法を継承しており、計5章、79条で構成
- 第六編：相続は基本的に現行の相続法を継承しており、計4章、45条で構成
- 第七編：権利侵害責任は基本的に現行の権利侵害責任法を継承しており、計10章、95条で構成

民法典の起草を2015年3月に全人代常務委員会法制作業委員会が編纂を開始して以来、2019年12月の最終草案意見募集稿まで、何度も審議と修正を経て整備され、今回の法案の成立に繋がりました。

民法典の施行後には、社会・経済の各分野において民法典の規定に沿った早急な対応が必要となりますのでご注意ください。

<参照サイト>

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247ca1d376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml> (一部分訳)

・中華人民共和国民法典全文↓

<http://www.12371.cn/2020/06/01/ARTI1591021670041266.shtml#d1b>